

平成 28 年 12 月 8 日参議院 TPP 特別委員会議事録

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でございます。

私は、TPPに関連して、国営企業の在り方について総理の見解を伺いたいと思います。今日は多くの国民の皆さんがテレビを見ておりますので、できるだけ分かりやすく、簡潔にいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

TPPの一つの方針に、国営企業を民営化してイコールフットイングの競争市場をつくっていく、こういう方針があるわけですね。これは、五〇%国が株式を持っているような半国営企業が対象であります。実は、日本にもそういう企業がたくさん残っています。例えば、日本郵政、日本郵便の関係の企業、あるいはJR、JR九州は完全民営化しましたが、JR四国とかJR北海道、JR貨物、あるいは政策投資銀行等々であります。こういう国営会社は、国が株式を持って監督したり経営指導をする必要性、公共性というのは分かるんですね。

私は、日本の、今、半国営会社で最も大きな問題企業というのはJTだというふうに思います。確かに、JTは三四%しか国は株式を持っていません。というよりは、三四%なので五〇%の規制には掛からないんですが、ただ、これは日本のたばこ市場を極めて閉鎖的なものにしていて、下手したらISDS条項で他国のたばこ会社から閉鎖市場を訴えられる可能性もあるんですね。

さて、総理、まず総括的に伺いますけれども、たばこという財、これは民間で生産できて民間で流通できます。なぜ、このたばこという健康を害するような製品を製造する企業を国が法律で保護し、国が三四%の株式を抱えて、半国営企業としていく必要があるんでしょうか。OECD諸国の中で、中国以外でたばこ会社を半国営、国の監督下に置いているなんていう国は日本しかありません。何でJTは半国営のままじゃなきゃいけないんでしょうか。民営化できるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これはもう委員は大変JTにお詳しいですからあえて御説明することもないと思いますが、言わば、今の委員の御質問は、たばこ事業法で政府は何を実現しようとしているのかという趣旨だと思います。

たばこ事業法は、たばこ関連産業の健全な発展を通じて地域の雇用や経済の発展に貢献することや、国及び地方の財政収入の安定的確保に寄与することを目的としております。この目的を達成するため、た

ばこ事業法において、葉たばこ農家の経営安定を図るためJTによる全量買取り契約を実質的に義務付け、これと一体の関係にあるJTの国内たばこの製造独占を認めるとともに、製造独占の弊害を防止し、小売店の経営安定に資するため卸売価格及び小売定価の認定制を認めているわけでありまして、そこで、政府がJT株式を保有しているのは、こうしたJTの全量買取りや適正な業務運営等を担保するためであります。

なお、TPP協定にもちよつと言及させていただきますが、TPP協定における国有企業は、政府が五〇%超えの株式を保有している企業とされているところ、JTについては政府が保有する株式は三三・三%と過半数に達していないことからTPP協定における国有企業には該当しないと、このように承知をしております。

[○松沢成文君](#) 総理、たばこ事業法の解説を私、聞いたんじゃないんですね。たばこという財は、国が法律で規制を掛けたり保護したり、国がたばこ会社の株式を持つ必要は全くないんですよ。それが世界の常識なのに、それができていない。つまり、たばこ事業法自体がおかしいんです。これ、廃止するべきなんです、JTを完全民営化して。それで初めてイコールフットイングの市場ができるんですね。ですから、そこをまず指摘したいと思います。

さあ、JTを半国営にしておく危険の二つ目は、たばこ訴訟なんです。実はもう今、海外ではJTI、訴えられているんです。たばこの健康被害を過小評価していた、それで私の夫はたばこを吸い続けて死んでしまったと、たばこ会社はばんばん訴えられています。一兆円以上の賠償をしなさいというような判決がたくさん出ているんですよ。さあ、このままでいくとJTも、海外で訴えられていますから、日本でも訴えられる。そして、JTの後ろには国がいて、国がオーナーです。筆頭株主です。そうすると、国もたばこ訴訟で訴えられて大変な損害賠償を求められるという可能性が出てくるんですね。そうすると、国民の財産、税金、大きく毀損するわけです。

このたばこ訴訟に対応するためにもJTは一刻も早く民営化すべきだと思いますが、総理はいかががでしょうか。

[○内閣総理大臣（安倍晋三君）](#) 確かに、米国等でたばこに対する訴訟が行われておりますが、確かにこれ、三三・三%ですか、国が保有をしておりますが、しかし、会社法上、株主の責任は出資額を限度とする有限責任とされておまして、仮にJTに対してたばこによる健康被害の訴訟が提起されたとしても、株主である政府が損害賠償責任

を負わされることにはならないものと考えております。

○松沢成文君 いや、私はそれは違うと思います。

実は、国はJTに対してたばこの害をしっかりと認めろという指示を出していないんです。受動喫煙の害もまだないと言っているんです、JTは。そんなたばこ会社はJTだけです。こういう指導もしっかりしていない政府、それによって健康を害されて亡くなってしまった、政府にも責任があると、当然政府は訴えられる可能性は大だと思います。

さあ、三つ目であります。年金積立の独立行政法人GPIFが、実は大企業の株をばんばんばんばん買っている。その中で、JTの株、四・二%買っていて、三千二百億円も所有しているんですね。これ、厚生労働省、何考えているんでしょうかと。まず、一方で、受動喫煙防止対策の法制化を目指してたばこ規制を強めたいという厚生労働省が、他方で健康被害をもたらすたばこ会社であるJTの株式を間接的にGPIFが保有してその値上がり益に期待しているというのは、こういうのを大きな矛盾というんじゃないですか。

これ、厚生労働大臣今日いけませんから、ちょっと、総理はどうお考えでしょうか。こんな大きな矛盾ないですよ。

○政府参考人（諏訪園健司君） お答えいたします。

年金積立金の運用につきましては、厚生年金保険法あるいは国民年金法におきまして、これは将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うということが規定されているところをございまして、言わば他事考慮の禁止ということが規定されているところをございます。

そうした中、GPIFは、国内株式の運用に当たりまして二千社以上の幅広い企業の株式に投資を行っておりますが、法律の規定に基づき、信託銀行等に投資判断を全てを一任するという形で二十の信託銀行等に一任しており、個別の投資判断にGPIFが関与する余地がないという現行法令上の枠組みの中で資産運用を行っておりますので、したがって、GPIFやその監督官庁である厚生労働省が個別の株式の購入や売却について指示したりその対象から外したりすることはできない仕組みとなっていることについて御理解を賜りたいと思います。

○松沢成文君 時間がないので次に行きますけれども、JTは海外市場でMアンドAをばんばんやって稼ぎまくっているんですよ。驚くべきことですよ。

一九九九年、米ナビスコの海外たばこ事業買収、九千四百億円。二〇〇七年、イギリスのたばこ大手、ギャラハー社を買収、これは空前の額でした、二兆二千億円。そして二〇一六年、アメリカのたばこ大手のレイノルズ・アメリカンからナチュラル・アメリカン・スピリットというのの海外事業を六千億円で買収ですよ。

海外の市場では、いかにも民間企業だといってもうばんばんMアンドAやりまくる。この市場に入っていくの、一からやるのは大変だから買っちゃまえ、ばんばん資本主義の権化みたいなことをやっているわけですよ。それで、国内市場はたばこ事業法、JT法でこうやって守られている。生産独占ですよ。流通だって財務省とJTが全部仕切っているわけですよ。こんないいとこ取りってありますか。海外でばんばんMアンドAやってもうけるのであれば、完全な民間企業ですよ。国内だって、民間企業としてほかの会社と競争しながら自由にやるのが、これがイコールフットイングというものじゃないでしょうか。

このいいとこ取りについてはいかががお考えですか。

○政府参考人（北村信君） お答えいたします。

先ほど総理の答弁にもございましたけれども、たばこ事業法は、たばこ関連産業の健全な発展を通じ、地域の雇用や経済の発展に貢献することや、国及び地方の財政収入の安定的確保に寄与することを目的としております。また、政府によるJT株式の保有は、たばこ事業法に基づくJTの全量買取りや適正な業務運営等を担保するためのものでございます。

JTは、基本的に自由に経済活動を行う民間企業でございますけれども、たばこ事業法の目的を達成するために一定の法規制等の下で企業活動を行っております。海外事業の展開もこのような企業活動の一環で行っているものであると承知しております。

したがって、いいとこ取りとの批判は当たらないものと考えております。

○松沢成文君 海外で民間企業としてばんばんMアンドAやりまくっていて国内で保護されているのはおかしいと言っているんですよ。答えになっていませんけれども。

総理、やはり総理、改革を目指すのならこういう決断しなきゃ駄目ですよ。こんな既得権ないですよ。財務省、JT、たばこ農家、たばこ流通、これがみんな既得権を持って、みんな仲よく発展していきましょうとやっているわけです。これはTPPの精神にも反する。そして、JTの事業は、公共性はなし、訴訟リスクを抱える、Mアンド

Aをやって国内では守られ、いいとこ取り。

そして、最後に聞きますけれども、J T自身が、もうこれはまずい、早く民営化してくれと政府に頼んでいるんです。それなのに、政府はなぜ民営化という決断を下せないのか。これは総理、総理がなされる決断です。このままJ Tをずっと半国営で守っていくのか、それとも将来民営化に向けてきちっと検討していくのか、はっきりとお答えください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 最初の御質問にお答えした際にも申し上げたところではございますが、言わばこのたばこ事業法、当法において、この事業法の目的を達成するために、葉たばこ農家の経営を安定を図るためにJ Tによる全量買取り契約を実質的に義務付けているわけでありまして、この実質的に義務付けている上において政府がJ T株を保有しているわけではございまして、こうしたJ Tの全量買取りやあるいはまた適正な業務運営等を担保するためであるということではございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○松沢成文君 時間ですので、終わります。